

菊池市奨学資金貸付の申請を受け付けます

菊池市奨学資金貸付の申請を左記により受け付けます。

受付期間
4月1日(水)～4月30日(木)

※ただし、特別の事情があると認められる場合は、受付期間外でも受け付けることもあり、ますので市教育委員会までご相談ください。

対象者
○菊池市内に1年以上在住している人、または1年以上在住している人の子
○高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院または各種専修学校に在学している人
○経済的理由で就学困難な人
○日本学生支援機構その他奨学金の支給または貸し付けを受けていない人

提出書類
(1) 奨学資金貸付申請書(申請書は教育総務課及び各分室教育課に準備しています)
(2) 住民票(世帯全員が記載されているもの)
(3) 世帯全員の所得証明書(6月1日以降に市税務課にて取得してください)
(4) 在学証明書

貸付額(月額)
・公立高校(高専含む) 30,000円
・私立高校 30,000円
・公立専門(専修)学校 44,000円
・私立専門(専修)学校 53,000円
・国公立(短期)大学 44,000円
・私立(短期)大学 53,000円

決定方法 菊池市奨学金奨学生選考委員会にて審議の上、決定します。

就学費用などを援助します
お気軽にご相談ください

菊池市の就学援助制度をご存知ですか?この制度は、市内の小・中学校へ通うお子さんのいる家庭で、経済的な理由で就学困難と認められる保護者に対し、学用品費、学校給食費、修学旅行費などの一部を援助するものです。

認定基準などがありますので、援助を希望する人は、お気軽にご相談ください。

受付期間
在校生の保護者の場合 随時申請を受け付けています
新入学生の保護者の場合 4月30日(木)

※随時申請を受け付けていますが、認定された場合、援助の対象となるのは、申請月の翌月からになります。また、この制度は毎年度申請が必要なので、引き続き希望する人も必ず申請してください。なお、税の申告のない人は認定できません。

問い合わせ先 学校教育課学務係



返還
・卒業後、10年以内で返還する(無利子)。
・進学する場合は、卒業まで返還を猶予することができ、ます(猶予申請書の提出が必要)。

問い合わせ・申込先
教育総務課、各分室教育課

平成21年度農用地利用計画の変更(除外・編入)申出書受付

農地を農地以外の用途にあて、ため、やむを得ず農振農用地区域から除外(農振除外)をしなければならぬ場合や、圃場整備を行うため農振農用地区域への編入をしたい場合には、農用地利用計画の変更申出書の提出が必要です。

平成21年度の申出書受付を次のとおり行っています。

受付締切日
5月期 4月15日(水)まで

※菊池農業振興地域整備促進協議会は5月中旬開催予定。

11月期 10月1日(木)まで

※菊池農業振興地域整備促進協議会は11月上旬開催予定。

問い合わせ・受付先
農林振興課農政係

※農用地区域の変更の場合は、農振除外の要件を全て満たすことなどの条件が必要となりますので、担当課まで事前にご相談願います。



ます。

補助対象者 菊池市内の各行政区ならびに小・中学校またはこれに準ずる団体

補助対象経費 植樹や花の植栽時の苗木、花苗、種子および堆肥などの経費(原材料費のみ)

補助金限度額
1力所あたり3万円以内

※ただし、他の補助金の対象となっている事業に対しては補助対象外です。

※この緑化推進事業は市民の皆さんにご協力をいただいている緑の募金による交付金「緑の募金事業交付金」により実施しています。なお、補助金は申請数の多少により異なる場合があります。

問い合わせ先 菊池市みどり推進協議会(農林振興課内)

緑の募金にご協力を
お願いします

平成20年度は菊池市内で募金総額1,302,366円のご協力をいただきました。

◆緑の募金活動

緑は私たちの日常生活に、美しい景観や自然の恵みを与えてくれるとともに、清らかな水を安定的に供給し、空気をきれいにしてくれるなど大切な役割を果たしています。

さらに、災害から私たちの命と暮らしを守り、地球温暖化の防止、森林レクリエーションの場の提供など、多様な機能を発揮しています。この豊かな緑を将来にわたって守り育てるためには、私たち一人ひとりが、いろいろなかたちで森林の整備や緑化活動に関わっていくことが重要です。

「私たち共有の財産である豊かな緑」を守り育てていくため、緑の募金活動を行いますので、皆さんのご協力をお願いします。



募金期間
3月1日(日)～5月31日(日)

問い合わせ先 菊池市みどり推進協議会(農林振興課内)

菊池市営住宅
補充入居者を募集
します!

現在、菊池市営住宅に空き部屋はありませんが、空き部屋が発生した際、速やかに入居を紹介できるよう補充入居者を募集します。受付期間内に申し込みをした人は、希望の団地ごとに抽選で入居順位を決定し、空き部屋の紹介を行います。

受付期間 6月1日(月)～6月15日(月)

午前8時30分～午後5時必着(期日厳守)

※土・日・祝日を除く

申し込みを受け付ける市営住宅

単身者・小世帯

団地名	地区名
葉山(平屋)・音町・北宮(平屋)	菊池
袈裟尾(2DK)	
砂田(平屋)・砂田西(平屋)	七城

一般世帯

団地名	地区名
葉山(2階建・3階建)・北宮(2階建)・音光寺・刈園・中町・袈裟尾(3DK)	菊池
砂田(2階建)・蛇塚・元村・林原・林原第2・流川・砂田西(2階建)	七城
あさひが丘・高柳・岩本・新明	旭志
朝日西・福本・田島・迫田・朝日東(2階建)	泗水

申込資格(次の①～⑤のすべてに該当すること)

①現在、自ら居住するための住居に困っていること。(持家がないこと)

②同居親族があること(婚約者なども含みます)

※単身入居の場合:満60歳以上の人または、昭和31年4月1日以前に生まれた人。上記以外の人でも、条件によっては入居できる場合がありますので、詳しくは係までお尋ねください。

③世帯の合計月額収入が基準内であること。

※世帯の状況により、合計月額収入が **15万8千円以下と21万4千円以下**に分かれますので、詳しくは係までお尋ねください。

※平成21年度から、家賃制度の改正に伴い基準額が見直されました。

◆月額収入の計算方法

(世帯全員の所得-控除額の合計)÷12(カ月)

◆控除合計額の計算

※次に基づき算出した控除額を合計します。

控除の内容	控除額
同居者または控除対象配偶者もしくは扶養親族	一人につき38万円
特定扶養親族	一人につき20万円
老人扶養親族または老人控除対象配偶者	一人につき10万円
寡婦または寡夫	27万円
障がい者	一人につき27万円
特別障がい者	一人につき40万円

④税金などの滞納がないこと。

⑤入居申込者および同居しようとしている親族などが暴力団員でないこと。

申し込みに必要な書類

- ・平成21年度市営住宅入居申込書
- ・住宅状況申告書
- ・住民票謄本(同居予定者全員が記載され、続柄が分かるもの)
- ・平成21年度市県民税課税台帳記載事項証明書(入居予定者かつ収入がある人、それぞれの分が必要になります)

※平成21年度市県民税課税台帳記載事項証明書は、**6月1日以降の発行**書類となりますのでご注意ください。

・未納がない証明書(同居予定者で課税対象者全員分)

・その他証明書(婚約証明書、障害者手帳の写しなど)

申込方法
必要書類など完備の上、菊池市役所第3庁舎内都市整備課住宅係または、各総合支所建設課へ直接提出してください。郵送の場合は、「簡易書留」郵便で受付期間最終日まで必着とします。

※申込書その他書類などに虚偽の申告があった場合、入居申し込みは無効になりますのでご注意ください。

※平成20年度中に補充入居申し込みをしている人も、新たに申し込みが必要になります。

問い合わせ・申込先
都市整備課住宅係、各総合支所建設課